個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 カワトクカード特約

第1条(適用)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という。)が株式会社川徳(以下「川 徳」という。)と提携して発行するカワトクカード(以下「本カード」とい う。)の会員(以下「本会員 |という。)については、「個人情報の取扱い(収集 ・保有・利用・提供)に関する同意条項(「提携企業の個人情報取扱い(収 集・保有・利用)に関する同意条項」を含む)に加え、本特約が適用されます。

第2条(個人情報の共同利用)

川徳は、川徳と個人情報の共同利用に関する契約を締結した川徳企業グ ループ及び関連企業(以下「共同利用会社」という。)と、以下の個人情報 を以下の利用目的で共同して利用します。なお個人情報の管理につきま しては川徳が責任を負います。

「利用目的

)商品情報・生活情報・アフターサービス・各種ご優待等の案内

ンマーケティング活動、商品開発)川徳の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

[共同利用する個人情報の項目]

○本カード申込書に本会員が記載した本会員の氏名、生年月日、性別、 住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況)川徳における本カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数

<共同利用会社>

(株)かわとく壱番館 岩手県盛岡市菜園1丁目8番15号 (株)カワトクトラベル 岩手県盛岡市菜園1丁目10番1号

(株)川徳友の会 岩手県盛岡市菜園1丁目10番1号

株葡萄屋 岩手県盛岡市菜園1丁目11番11号

第3条(問い合わせ窓口)

川徳が保有する本会員の個人情報に関するお問合せや、開示・訂正・削除の申出、その他ご意見の申出に関しましては、下記の窓口までお願いし . ます。

株式会社川徳 お客様相談室

T020-8655 盛岡市菜園1丁目10-1

電話番号 019-651-1111

第4条(特約の変更)

本特約は当社及び川徳所定の手続きにより変更することができます。

カワトクカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社川徳(以下「川 徳」という)と提携して、ポイントカード機能部分は川徳、クレジットカード機能部分は当社が提供するもので、カワトクカード(以下「本カード」と いう)と称します。

第2条(カードの発行)

お客様が、当社が定める本特約及びセゾンカード規約、並びに川徳が定 めるカワトクパルクカード ポイント会員規約(以下「ポイント規約」とい う)を承認し、川徳及び当社(以下「両社」という)に本カードのご利用のお 申込をされ、両社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という) に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するも のとします。

第3条(カワトクパルクカード ポイント機能)

ポイントカード機能部分については、本特約及びポイント規約が適用さ れます。

第4条(カード会費)

会員は、川徳に対し、ポイント規約に定めるカード会費とその消費税等を 本カードの決済口座を通じてお支払いいただきます。なお、カード会費 は、本カードのご解約または会員資格を喪失された場合でもお返し致し かねます。

第5条(弁済金等の支払方法等)

(1)セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(2)の会員にご利用 の都度ご指定いただくお支払方法に分割払いを追加し、上記条項に下記 ⑥分割払い-商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金 価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品 購入時に指定した支払回数で割った金額を支払いいただく方法です。 但し、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合 は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数 料は下表のとおりとなります。

(例)現金価格 50,000円、10回払いの時

●分割払手数料 50,000円×(5.0円/100円)=2,500円

●支払総額 50,000円+2,500円=52,500円 各支払日の分割支払金 52.500円÷10回=5.250円

支払回数	(回)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間	(ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率	(%)	9.0	10.0	10.3	10.8	10.9	11.1	11.1	11.2	11.2	11.2	11.1
現金価格1 たりの手数	100円当 対料の額 (円)	1.5	2.5	3.0	5.0	6.0	7.5	9.0	10.0	12.0	15.0	18.0

(2)セゾンカード規約第7条(4)の「分割支払金 | に(1)で算出した各回の支 払金額を含めます。

(3)セゾンカード規約第7条(3)①支払方法の変更(分割払い)を利用した 場合は、(1)の表が適用されます。

(4)分割払いについては、セゾンカード規約第7条(3)④の支払方法の自動 変更サービスは適用されません。

第6条(早期完済の場合の特約)

会員が分割払いの場合に当初の契約のとおりにお支払いされかつ約定 支払期間の中途で残債務を一括してお支払いいただいた場合、会員は 78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割 払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求す るこどができます。

第7条(届出事項変更の届け先等)

会員には、住所、電話番号、勤務先等に変更が生じた場合、及び本カード について紛失、盗難等が生じた場合、ポイント規約及びセゾンカード規 約に基づき、両社にその旨届け出ていただきます。

第8条(会員資格喪失時の特例)

(1)ポイント規約第9条に基づき会員資格を喪失した場合、当社の定める

手続完了後にセゾンカードを発行いたします。 (2)セゾンカード規約第24条に基づき会員資格を喪失した場合、両社の 定める手続完了後にカワトクパルクカードを発行いたします。

第9条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更に ついて準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

カワトクパルクカード ポイント会員規約

第1条 会員

会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社川徳(以下「当社」といいます。) に入会の申込をされ、当社が認めた18歳以上の方をいいます。

会員は当社に対し、所定のカード会費を会員の負担によりお支払いいた だきます。なお、お支払済のカード会費は退会又は会員資格の喪失となった場合においてもお返しいたしません。

第2条 カード発行

(1)当社は会員に対し、カワトクパルクカード(以下「カード」といいます。) を会員1名につき1枚発行(当社から貸与)し、カード裏面の署名欄に自 署し、会員の責任で管理していただきます。

(2)カードは、自署した会員本人のみがご利用いただけるものとし、他人に 譲渡、貸与することはできません。

第3条 会員資格の有効期限

(1)会員資格の有効期限は当社が定める日までとします。

(2)2年間以上カードでのお買上げ利用がなくかつカード会費が2年以上 未納の時は、会員資格を喪失する場合があります。 4条 ポイント付与

第4条

(1)会員は、当社の店舗及び当社の指定する店舗、諸施設(以下「加盟店」と いいます。)においてカードを提示のうえ、商品の購入又はサービスの提 供を受けた場合、その会員に対して所定のポイントを付与します。なお、 ポイント付与の対象となる金額は、お支払い金額から諸税その他当社が

定める金員を控除した金額とします。

(2)ポイント付与は、原則100円(税抜き)に対して1ポイントを付与いたします。ポイントの割合は加盟店により異なる場合があります。又、特 定の期間、特定の加盟店、特定の商品、特定の会員向けにポイント付与方 法を変更することがあります。

(3)次の場合は、原則としてポイント付与対象外となりますので、あらかじ

めご了承ください。

①お支払い前にカードの提示がなかった場合。

②金銀白金等の地金類、商品券、ギフト券、切手、印紙などの金券類、チ ケット類、たばこ、ハガキ等を購入する場合。

③当社が指定する催事、及び贈答用の箱代、送料、加工・修理代を支払 う場合。

④カワトクポイントによる商品代金・サービスへの充当分。

- (5)カワトクカード以外のクレジットカードを利用したお支払い、及びそ の際に併用するプリベイド支払い分。
- ⑥代金引換により商品を購入する場合。

⑦手付金その他仮受金を支払う場合。

⑧その他当社及び加盟店が指定する商品の購入又はサービスの提供 を受ける場合。

(4)ポイントの有効期限は、3月1日~翌年2月末日までの期間に付与さ れた分を翌々年の2月末日までとし、期限を過ぎたポイントは消滅いたします。(例:2017年3月1日~2018年2月末日までに付与されたポイ ントは、2019年2月末日まで有効です。付与のタイミングにより有効期 間は12ヶ月~24ヶ月と変動します。)

ポイントの利用方法

(1)「カワトクポイント残高の全部又は一部」は、1ポイントを1円換算とし 当社及び加盟店において、商品の購入又はサービスの提供を受ける商品 代金に充当してお支払いできます。なお、お釣銭をお渡しすることはで きません。

(2)以下の場合は「カワトクポイント」をご利用することはできません。

①商品券、ギフト券、切手、印紙などの金券類、チケット類、ハガキを購入 する場合。

②カード会費

③その他当社及び加盟店が指定する商品の購入又はサービスの提供 を受ける場合。

(3)「カワトクポイント残高」は、現金と引換えできません。

(4)会員がカードを紛失又は盗難にあい、当社に通知する以前にポイント 残高を第三者に使用された場合、当社は一切の責任を負いません。

お買上げ商品返品等の処理 第6条

(1)お買上げ商品を返品等する場合は、お買上げ店舗でカード及び当該商 品等に係るレシートを提示いただきます。この際に、既に付与したポイ ントから返品相当額のポイントを差し引きます。 (2)既に、ポイント充当によるお支払を行いポイント残高が不足している

場合、ポイント調整又は返金処理等をさせていただく場合がございます。

第7条 カード再発行

(1)カードの再発行は当社が相当と認めた場合に行います。なお、会員は 所定の再発行手数料をご負担いただきます。

(2)カードの紛失、盗難が生じた場合は、直ちに当社宛連絡ください。

第8条 届出事項の変更

会員がお名前、ご住所、電話番号等を変更した場合には、速やかに当社へ お届けください。

退会ならびに会員資格の喪失 第9条

(1)会員は、当社の所定の届出をし、退会できるものとします。 (2)[カワトクポイント]については、退会前にご利用ください。退会後は いかなる事由でもポイントの復活はいたしません。

(3)会員が次の各号の一にでも該当した時は、会員資格を喪失するもの とします。

①2年間以上カードでのお買上げ利用がなくかつカード会費が2年以 上未納の時

②この規約に違反した時

③会員が当社及び加盟店での特典、サービス等を利用するにあたり不 正な行為があった時

(4)前(1)(3)の場合にはカードを当社にお返しいただきます。この場合ポイ ントも同時に消滅するものとします。

第10条 規約の変更

本規約を予告なく変更、改定又は廃止する場合がございます。この場合、 当社の店頭への掲示その他当社が適切と考える方法により、会員にその

旨を通知いたします。その後にカードを利用した場合は、変更事項を承 認されたものとします。

第11条 反社会勢力の排除

(1)会員は、会員が現在次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将

来にわたっても該当しないものと確約します。

ア:暴力団及び暴力団員又は暴力団準構成員。若しくは、これらの団 員・構成員でなくなった時から5年を経過しない者。 イ:暴力団関連企 業又は特殊知能暴力団員等。ウ:総会屋・会社ゴロ及び社会運動標榜 ゴロ等。エ:その他、上記ア~ウに準ずるもの。

(2)会員は、自ら又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わな

いことを確約します。

ア:暴力的な要求行為。イ:法的な責任を超えた要求行為。ウ:当該システムに関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。エ:風波を流布 し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業 務を妨害する行為。オ:その他上記ア~エに準ずる行為。

(3)会員が(1)(2)のいずれか該当するか行為を行った場合、又は虚偽の申 告が判明し、当社とのカード会員契約を継続することが不適切である場

合には、会員資格を喪失するものとします。

個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意事項(第12 条~第16条)

第12条 個人情報の取扱い

(1)当社は、当社と共同利用に関する契約を締結した川徳企業グループ及 び関連企業(以下「共同利用会社」といいます。)と、以下の個人情報を以 下の利用目的で共同して利用します。なお、個人情報の管理につきまし ては当社が責任を負います。

「利用目的

○商品情報・生活情報・アフターサービス・各種ご優待等の案内

)マーケティング活動、商品開発

○当社の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

[共同利用する個人情報の項目]

- ○カード申込書に会員が記載した会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電 話番号、Eメールアドレス、住居状況
-)当社におけるカード利用に関する契約日、商品名、契約額

<共同利用会社>

(株かわとく壱番館 岩手県盛岡市菜園1丁目8番15号 (株カワトクトラベル 岩手県盛岡市菜園1丁目10番1号

㈱川徳友の会 岩手県盛岡市菜園1丁目10番1号

岩手県盛岡市菜園1丁目11番11号 (株)葡萄屋

(2)当社及び共同利用会社からの各種ご案内送付の停止について、会員 からお申し出があった場合は、停止手続きを行います。

第13条 個人情報の開示・訂正・削除

(1)会員は、当社に対し、会員自身の個人情報を開示するよう請求できま (1) 伝見は、ヨれに対し、五月日3~間八日形に 門がりるよう 明からです。 なお、当社に開示を求める場合は第14条記載の窓口にご連絡いただいたうえで、所定の開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。
(2)開示請求により万一登録内をに不正確又は誤りであることが明らかに

なった場合、会員は当該情報の訂正又は削除を請求することができます。

個人情報の取扱いに関する不同意

当社は、会員が入会に必要な事項の記載を希望しない場合、又は個人情 報の取扱いについて承諾できない場合は、入会をお断りすることがあります。なお、第12条について同意しない場合でも、入会をお断りするこ とはありません。

第15条 問合せ窓口

当社が保有する会員の個人情報に関する問合せや、開示・訂正・削除の申出、その他ご意見の申出に関しましては、下記の窓口までお願いします。 株式会社川徳 お客様相談室

岩手県盛岡市菜園1丁目10-1 019-651-1111 ₹020-8655

条項の変更

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるも のとします。

お問合せ先

カードについてのお問合せは、下記窓口までお願いいたします。 株式会社川徳 カワトクパルクカード担当

〒020-8655 盛岡市菜園1丁目10-1

TEL019-651-1111